

コーポレート・ガバナンス報告書

2026年1月23日

株式会社デジタル・ナレッジ

代表取締役社長 埼 弘明

問合せ先: 取締役 多喜 良夫

03-5846-2131 (代表)

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社会に対する基本的な責任を自覚しコンプライアンスを遵守することで、社会的信頼に応え、全てのステークホルダーから評価される企業であり続けるために積極的に社会に貢献することを基本的な考え方とし、会社業務の執行の公平性、透明性及び効率性を確保し、企業価値の向上を目指しております。

コーポレート・ガバナンス体制の確立、強化は、企業経営の重要課題の一つと位置づけ、今後も成長のステージに応じた見直しを図り、ディスクロージャー体制及びコンプライアンス体制の強化を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
埼 弘明	1,138,000	78.98
吉田 自由児	86,000	5.97
デジタル・ナレッジ従業員持株会	52,300	3.63
近藤 寿子	36,500	2.53
三菱UFJキャピタル株式会社	25,000	1.74
野口 保之	22,500	1.56
猪股 和昭	16,000	1.11
多喜 良夫	12,000	0.83
齋藤 陽亮	10,000	0.69
野原 成幸	10,000	0.69

支配株主名	塙 弘明
-------	------

親会社名	なし
親会社の上場取引所	—

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	11月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を損なうことのないように対応いたします。

関連当事者取引については、関連当事者取引管理規程に基づき、関連当事者リストを作成し、事前確認、取引時の取締役会承認、取引継続時の合理性・妥当性の検討等を実施いたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名
------------------------	----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
上原 真二	他の会社の出身者										

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上原 真二	○	—	<p>長年にわたり金融機関及びベンチャーキャピタルの実務を通じてベンチャーエンタープライズの経営を監視、意見、提言等を行ってまいりました。これらの経験に基づき、経営から独立し、客観的な見地から当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただけることを期待して、社外取締役に選任しております。</p> <p>当社との間に人的関係、取引関係、その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員としての資格を満たすとともに適任と判断し、指定いたします。</p>

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名以内
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び監査法人は、 ・相互の監査計画の交換及びその説明・報告（三様監査ミーティング） ・定期的面談の実施 等により、監査環境等当社固有の問題点を情報共有、意見交換等を行い、監査の質的向上を図っております。 監査役及び内部監査部門は、 ・相互の監査計画の交換及びその説明・報告（三様監査ミーティング） ・内部監査人が監査役会にオブザーバー参加 等により、監査環境等当社固有の問題点を情報共有、意見交換等を行い、監査の質的向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		A	b	c	d	E	f	g	h	i	j	k	l	m
弓場 啓司	公認会計士													
片倉 秀次	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
弓場 啓司	○	—	<p>公認会計士であり、財務及び会計に関する専門知識を有しております、当社の経営全般の監査・監督機能の強化を図るために、社外監査役に選任しております。</p> <p>当社は、同氏が代表取締役を務める三恵ビジネスコンサルティング株式会社から、原価計算ツール導入に関する業務支援サービスを受けておりましたが、これ以外に当社との間に人的関係、取引関係、その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員としての資格を満たすとともに適任と判断し、指定いたします。</p>
片倉 秀次	○	—	<p>弁護士であり、法律に関する専門知識と弁護士事務所代表としての経験を有しております、当社の経営全般の監査・監督機能の強化を図るために、社外監査役に選任しております。</p> <p>当社との間に人的関係、取引関係、その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員としての資格を満たすとともに適任と判断し、指定いたします。</p>

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格をみたす社外取締役及び社外監査役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与は業績向上に対する意欲や士気を一層高めるとの認識のもと、付与対象者を経営陣のみならず、従業員に拡げることが効果的かつ合理的であると考えております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役および監査役の報酬は、それぞれ役員区分ごとの総額にて開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、2023年2月24日開催の定時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会にて決定しております。各監査役の報酬は2020年2月28日開催の定時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役会の協議において決定しております。なお、当社の取締役の報酬限度額は一事業年度当たり金銭報酬に関する支給限度額として取締役が200,000千円以内、監査役が25,000千円以内と株主総会において決議されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役会事務局である経営推進部は、常勤監査役の指示に基づき必要に応じ運営サポートを行います。また、監査役会は、必要に応じて内部監査担当と情報共有しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)取締役会

当社の取締役会は、議長は塙弘明(代表取締役社長兼CEO)、吉田自由児(代表取締役COO)、

近藤寿子（取締役）、野口保之（取締役）、多喜良夫（取締役）、齋藤陽亮（取締役）及び上原真二（社外取締役）の7名で構成されております。取締役会は、会社の経営方針、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織、人事及び経営に関する重要な事項を意思決定する機関として、月1回の定期取締役会の開催に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要な事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。

(2) 監査役会

当社の監査役会は、議長猪股和昭（常勤監査役）、弓場啓司（社外監査役）及び片倉秀次（社外監査役）の3名で構成されております。監査役会は、原則月1回の定期監査役会と必要に応じて臨時に開催しており、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、監査役間の意見交換を実施する他、監査方針、年度監査計画等を決議しております。

監査役は取締役会その他重要な会議に出席する他、監査計画に基づいて重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続をとおして、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査人及び監査法人と連携して適正な監査の実施に努めております。

(3) 内部監査担当

当社は独立した内部監査室は設置しておりませんが、代表取締役の命を受けた内部監査人3名が、自己の属する部門を除く当社グループ全体の業務監査を実施し、代表取締役に内部監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、監査役会及び監査法人と連携して適正な監査の実施に努めております。

(4) コンプライアンス推進委員会及びリスク管理委員会

当社は、原則月1回、コンプライアンス規程に基づくコンプライアンス推進委員会を開催するとともに、リスク管理規程に基づくリスク管理委員会を開催し、コンプライアンス上の課題やリスク管理上の課題が新たに発生していないかを確認し、適時に対応できる体制をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であり、監査役3名のうち2名が独立性のある社外監査役で構成されております。社外監査役を含めた監査役が取締役会及びその他の重要な会議に出席することになっていることや、監査役会が代表取締役との定期会合その他情報交換、稟議書等を閲覧することで、監査役に十分な経営監視機能を持たせ、経営の透明化と健全性を確保できると判断しております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した	より多くの株主の皆様にご参加いただくために、開催日の設定に関しては集

株主総会の設定	中日を避けるように留意してまいります。
電磁的方法による 議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プ ラットフォームへ の参加その他機関 投資家の議決権行 使環境向上に向け た取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の 英文での提供	現時点では、海外居住の株主を想定しておらず、株主総会招集通知の英文での提供を考えておりません。

2. IR に関する活動状況

IR 資料をホームページ掲載	当社コーポレートサイトの IR ページ内に掲載する予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	経営推進部を担当部門とし、関係部門と連携を取りながら、IR 活動を実施してまいります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	適時開示規程及び適時開示運用マニュアルにおいて、ステークホルダーに適時適切かつ公平な情報提供を行うことと定めております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討すべき事項として考えております。
ステークホルダー に対する情報提供 に係る方針等の策 定	当社は、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に、当社の経営方針、事業活動、財務情報等に関する情報を分かりやすく公平かつ適時・適切に提供することを基本方針として IR 活動を実践いたします。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

2019年8月22日、2021年7月21日及び2026年1月13日開催の取締役会にて、「内部統制システムに関する基本方針」を決議しており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行
--

っております。

その概要は、以下のとおりです。

(1)取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」及び「DKスタッフの『5つの精神』」を制定し、役職員はこれを遵守する。
- ・「取締役会規程」を始めとする社内諸規程を制定し、役職員はこれを遵守する。
- ・経営推進部をコンプライアンスの統括部署として、コンプライアンス推進委員会と連携の上、役職員に対する適切な教育研修体制を構築する。
- ・役職員の職務執行の適切性を確保するため、代表取締役の管轄のもと、内部監査人が、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査人は必要に応じて監査法人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会議事録、その他の重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは文書管理規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- ・文書管理部署の経営推進部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスク管理規程」を制定し、災害リスク、情報リスク、財務報告虚偽記載リスク、当社従業員の負傷、疾病及び死亡リスク、雇用及び人事リスク、社内不正及び犯罪リスク、サービスリスク、契約リスク、法令違反リスク、知的財産リスク、協力会社リスク等、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、定時取締役会を月1回開催する他、迅速かつ機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を適宜開催し、取締役の適切かつ効率的な職務執行が行える体制を確保する。
- ・部門長会を原則として週1回開催し、代表取締役は、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の意思決定及び指示事項を部門長に伝達する。部門長は各部門の業務執行状況を報告し、情報及び課題の適時共有を図る。
- ・日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を適切かつ効率的に行うため、業務分掌規程等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各階層の責任者が意思決定ルールに則り役割と責任を明確にして業務を分担する体制を構築する。

(5)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、「経営理念」及び「DKスタッフの『5つの精神』」を制定し、子会社にこれらの共有・浸

透を図り、その業務の適正を確保する。

・子会社は、「関係会社管理規程」に定める承認事項・報告事項については、当社へ報告し、承認を求めるとともに、定期的に会議を開催し、経営管理情報及び業務進捗情報の報告を実施することにより、業務執行体制の適正を確保する。

・子会社は、当社の内部監査人による定期的な内部監査の対象とし、内部監査を通じてその業務全般の適正を確保する。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及びその使用者の取締役からの独立性に関する事項

・監査役の職務を補助すべき使用者は、必要に応じてその人員を確保する。

・当該使用者が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用者の人事評価については、監査役が行う。

(7)取締役及び使用者が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

・取締役及び使用者は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

・監査役への報告・情報提供は以下のとおりとする。

定例の報告として取締役会で報告を行う。

その他、緊急性に応じて隨時報告を実施する。

(8)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・代表取締役及び内部監査人は、監査役と定期的に意見交換を行う。

・監査役は、取締役を始め、定例部門長会等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。

・監査役会は定期的に監査法人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

(9)財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のため、金融商品取引法やその他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行い、財務報告の適正を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方

当社の行動規範、社内規程等に明文の根拠を設け、代表取締役社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力排除に取り組む。

反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は

一切を拒絶する。

・反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

「反社会的勢力対策規程」において「反社会的勢力への対応」について明文化し、全役職員の行動指針とする。

反社会的勢力の排除を推進するため、経営推進部を統括管理部門とする。

「反社会的勢力対策規程」、「反社会的勢力対応マニュアル」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。

取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。

反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。

反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

V. その他

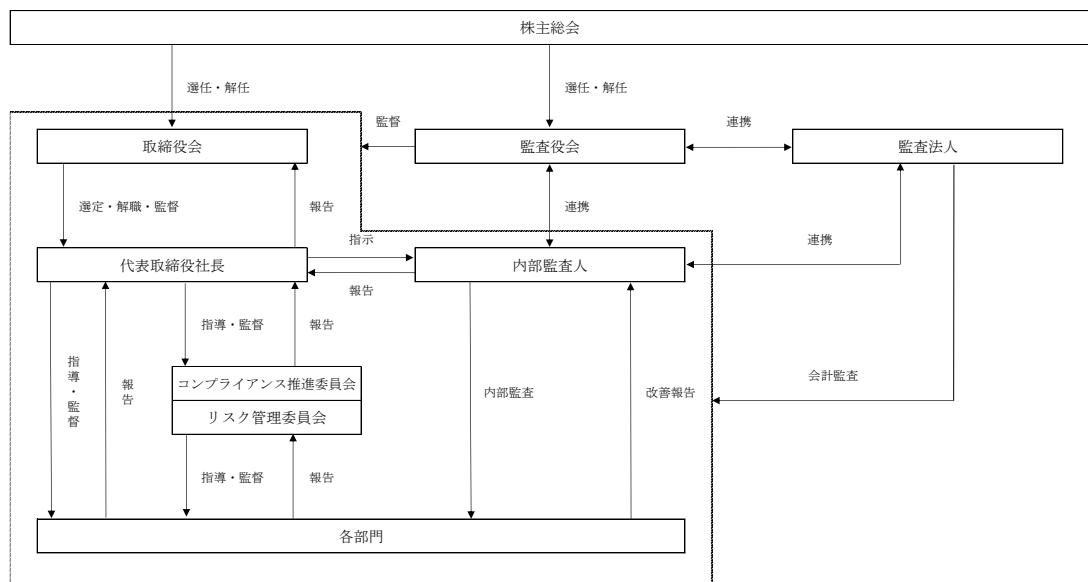
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

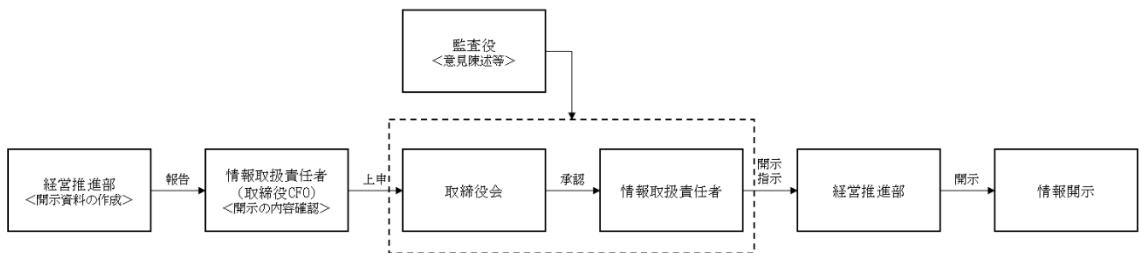
当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図、及び適時開示体制の模式図を参考資料として添付いたします。

【模式図(参考資料)】

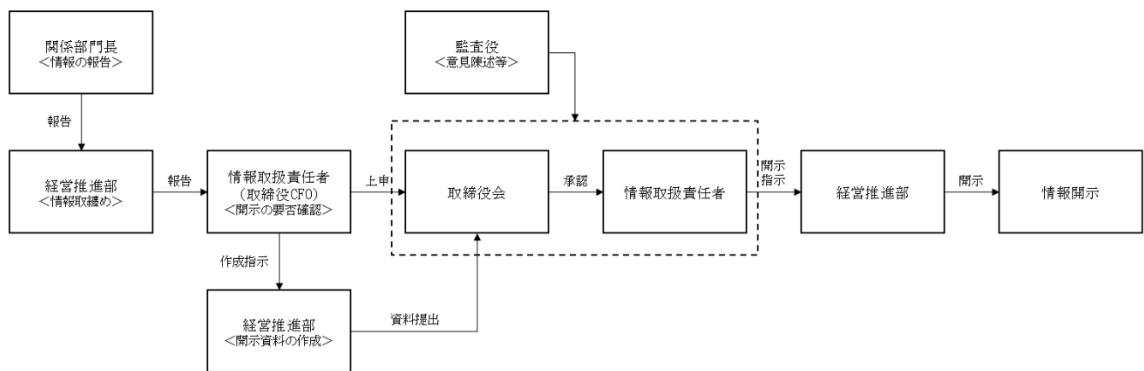


【適時開示体制の概要（模式図）】

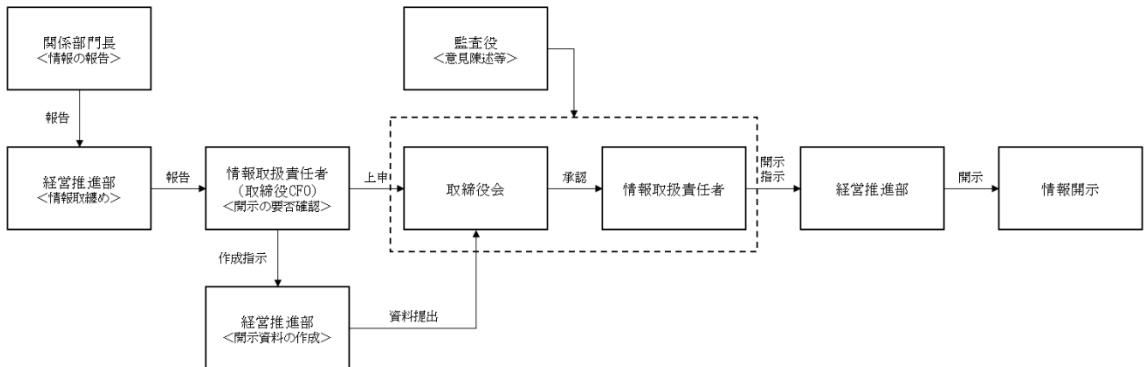
＜決算、業績予想等に関する情報＞



＜決定事項に関する情報＞



＜発生事実に関する情報＞



以上